

木津川市水道事業における発注標準

平成31年4月1日

- 1 水道施設工事（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設で、管設置を主とするもの及び給水装置）

入札方法		設計金額	備考
一般競争入札		8,000万円以上	水道施設工事業、土木工事業及び管工事業に係る木津川市における建設工事競争入札参加有資格者であること。
	条件付 ※1	130万円を超え8,000万円未満	
随意契約		130万円以下	

- 2 1以外の水道施設工事、その他水道施設に係る電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事等

入札方法		設計金額	備考
一般競争入札 ※2		130万円を超える	
随意契約		130万円以下	

- 3 1から2以外の建設工事（土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事等）、業務委託及び物品購入

市長部局の発注標準を準用する。

- ※1 木津川市水道事業に登録された緊急修繕工事施工業者を対象とする。ただし、木津川市指定給水装置工事業業者の指定を受け、かつ緊急修繕工事の登録申請を受理された者で、登録期間が1年以上有り、施工評価で適格と認められた者であること。
- ※2 入札参加条件に地域要件を追加しても競争性が確保できると判断できる案件については、地域要件を入札参加条件に追加して発注を行うことがある。